

第1号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																						
<p>(第1号議案) 西三河都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・24号岡崎駅平戸橋線(岡崎市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車線の数の変更 <table border="1" data-bbox="225 571 798 672"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4車線</td> <td>2車線</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・90号羽根若松線(岡崎市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 終点変更 路線延伸 延長約920m 幹線街路との平面交差箇所数の増 <table border="1" data-bbox="225 913 798 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>4箇所</td> <td>5箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> 3・4・213号若松線(岡崎市決定) 幹線街路との平面交差箇所数の増 <table border="1" data-bbox="225 1205 798 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>4箇所</td> <td>5箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・37号国道247号線(西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員変更 <table border="1" data-bbox="225 1547 798 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部の幅員</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	4車線	2車線		変更前	変更後	交差箇所数	4箇所	5箇所		変更前	変更後	交差箇所数	4箇所	5箇所		変更前	変更後	交差点部の幅員	12m	15m	<p>岡崎市内において、岡崎駅東口駅前広場への通過交通の流入防止及び歩行者自転車空間を確保するため、岡崎駅平戸橋線の車線の数を変更するものである。</p> <p>また、駅周辺で計画されている(仮称)岡崎駅針崎東・若松栄地区土地区画整理事業に併せて、安全で快適な市街地の形成を誘導するため、羽根若松線を延伸するものである。</p> <p>西尾市内において、安城一色線と国道247号線の交差点部の安全で円滑な交通処理を確保するため、国道247号線の幅員を拡幅するものである。</p>
変更前	変更後																						
4車線	2車線																						
	変更前	変更後																					
交差箇所数	4箇所	5箇所																					
	変更前	変更後																					
交差箇所数	4箇所	5箇所																					
	変更前	変更後																					
交差点部の幅員	12m	15m																					

第2号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第2号議案) 東三河都市計画道路の変更</p> <p>○3・5・73号三弥細谷線(豊橋市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・5・73号細谷雲谷線を分割 延長 約4,040m <p>○3・5・322号雲谷三弥線(豊橋市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・5・73号細谷雲谷線を分割 延長 約740m 	<p>細谷雲谷線について、道路の管理体系に合わせ国道1号線で路線分割し、南側の県管理区間を三弥細谷線、北側の市管理区間を雲谷三弥線とするものである。</p>

第3号議案 尾張旭市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由										
<p>(第 号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 名古屋市守山区小幡千代田 20 番 29 号 氏 名 株式会社 英建 代表取締役 河井 英行</p> <p>2 名 称 (仮称)英建リサイクルセンター</p> <p>3 位 置 尾張旭市城山町向ヶ丘 104 番2の一部</p> <p>4 敷地面積 907.87 m²</p> <p>5 参 考 (1)建築物</p> <table border="1" data-bbox="239 1126 944 1368"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>事務所</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>8.00 m²</td> <td>8.00 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)処理能力 がれき類の破碎 232t/日</p>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	事務所	鉄骨造 平屋建	8.00 m ²	8.00 m ²	<p>申請者は、主に尾張旭市内の建設現場から発生する建設残土等土砂の運搬を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、建設工事に伴い発生する産業廃棄物を建設資材に処理する施設を新たに計画したところ、がれき類の破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積							
新設	事務所	鉄骨造 平屋建	8.00 m ²	8.00 m ²							